

持続化補助金の概要

- 事業者自らが作成した経営計画に基づき、販路開拓等の取組や、販路開拓等の取組とあわせて行う業務効率化の取組を支援するための経費の一部を補助
- 商工会・商工会議所による助言等の支援を受けながら経営計画を策定し、事業に取り組む

1. 補助対象者（小規模事業者の定義）

※常時使用する従業員に経営者、パート、アルバイトは含まれません。

商業・サービス業（宿泊業・娯楽業除く）	常時使用する従業員の数 5人以下
サービス業のうち宿泊業・娯楽業	常時使用する従業員の数 20人以下
製造業その他	

2. 補助上限額

50～200万円（**インボイス転換事業者の場合、さらに一律50万円の上乗せ措置**）

New

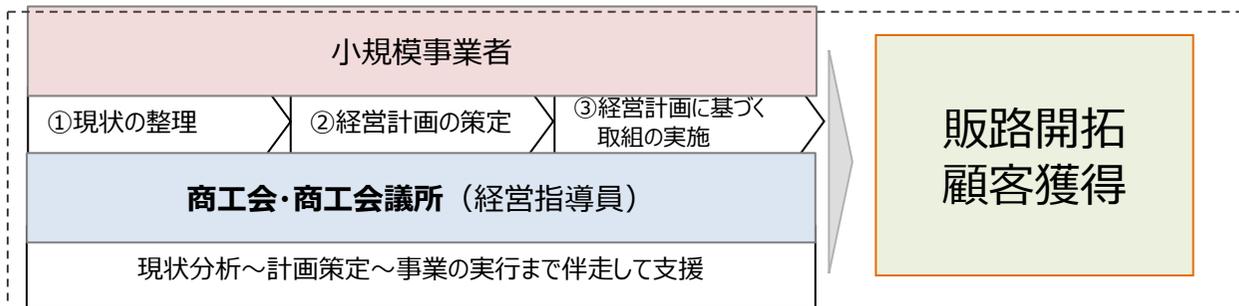
3. 補助率

2/3（一部3/4）

4. 補助対象

販促用チラシ、パンフレット作成、広告掲載、店舗改装、販売拡大のための機械装置の導入、ウェブサイト・ECサイト構築、新商品開発、商談会への参加、税理士等への相談費用 など

5. 事業の流れ



6. 公募予定

- **令和元年度・令和3年度補正予算**
2023年2月20日（月）第11回公募締切
- **令和4年度第2次補正予算**
準備が整い次第、公募を開始。（詳細は順次公表）

持続化補助金の申請類型／上乗せ措置

申請類型一覧

		補助上限額	補助率	概要
通常枠		50万円	2/3	小規模事業者が経営計画を作成し、その計画に沿って行う販路開拓の取組等を支援
特別枠	賃金引上げ枠※	200万円	2/3 ※賃金引上げ枠のうち、赤字事業者は3/4	事業場内最低賃金を地域別最低賃金より+30円以上（既に達成している場合は、現在支給している、事業場内最低賃金より+30円以上）とした事業者を支援。 ※また赤字の事業者は、補助率を3/4へ引き上げると共に加点による優先採択を実施。
	卒業枠			販路開拓の取組みに加え、常時使用する従業員を増やし、小規模事業者の従業員数を超えて事業規模を拡大する小規模事業者
	後継者支援枠			販路開拓の取組みに加え、将来的に事業承継を行う予定があり、新たな取組を行う後継者候補としてアトツギ甲子園（ピッチイベント）のファイナリスト等に選ばれた小規模事業者
	創業枠			産業競争力強化法に基づく「認定市区町村等による特定創業支援等事業」による支援を過去3年の間に受け、かつ、過去3年の間に開業した小規模事業者
	インボイス枠	100万円	2021年9月30日～2023年9月30日の属する課税期間で一度でも免税事業者であった又は免税事業者と見込まれる事業者のうち、インボイス発行事業者に登録した事業者	

(注) いずれか1つの枠のみ申請可能。インボイス枠は第11回公募（2023年2月20日締切）で終了

上乗せ措置『インボイス特例』（令和4年度2次補正による拡充）：令和5年春頃の公募より開始予定

免税事業者からインボイス発行事業に転換する事業者(インボイス転換事業者)を対象に、
全ての枠で一律に50万円の補助上限を上乗せし、販路開拓(税理士への相談費用を含む)を支援します。

New

	通常枠	特別枠				インボイス枠
		賃金引上げ枠	卒業枠	後継者支援枠	創業枠	
インボイス転換事業者	100万円	250万円				100万円
上記以外の事業者	50万円	200万円				-

インボイス特例

これに伴い既存のインボイス枠は廃止

持続化補助金の採択状況

県別の採択件数は以下のとおり。

(単位：件)	合計	1次締切	2次締切	3次締切	4次締切	5次締切	6次締切	7次締切	8次締切	9次締切
青森県	567	32	118	80	47	61	66	48	58	57
岩手県	885	34	208	136	66	79	96	89	87	90
宮城県	662	69	142	67	69	74	76	63	50	52
秋田県	779	54	138	115	73	95	91	81	69	63
山形県	1035	95	230	131	99	110	120	87	80	83
福島県	710	63	120	80	91	70	79	64	66	77
東北計	4,638	347	956	609	445	489	528	432	410	422
全国計	68,629	7,309	12,478	7,040	7,128	6,869	6,846	6,517	7,098	7,344
全国比	6.8%	4.7%	7.7%	8.7%	6.2%	7.1%	7.7%	6.6%	5.8%	5.7%
全国採択率	61.4%	90.9%	65.1%	51.6%	44.2%	53.9%	69.1%	69.8%	62.9%	64.0%

※ 10次締切分は審査中

申請のポイント

● 審査のポイント、及び、加点措置を踏まえ、評価の高い案件から順に採択

- 審査のポイント**
- 自社の経営状況を適切に把握し、自社の製品・サービスや自社の強みも適切に把握しているか。
 - 経営方針・目標と今後のプランは、自社の強みを踏まえているか。
 - 経営方針・目標と今後のプランは、対象とする市場(商圈)の特性を踏まえているか。
 - 補助事業計画は具体的で、当該小規模事業者にとって実現可能性が高いものとなっているか。
 - 補助事業計画は、経営計画の今後の方針・目標を達成するために必要かつ有効なものか。
 - 補助事業計画に小規模事業者ならではの創意工夫の特徴があるか。
 - 補助事業計画には、ITを有効に活用する取り組みが見られるか。
 - 補助事業計画に合致した事業実施に必要なものとなっているか。
 - 事業費の計上・積算が正確・明確で、真に必要な金額が計上されているか。

加点項目	概要
パワーアップ型	<ul style="list-style-type: none"> ● 地域資源型 地域資源等を活用し、良いモノ・サービスを高く提供し、付加価値向上を図るため、地域外への販売や新規事業の立ち上げを行う計画に加点 ● 地域コミュニティ型 地域の課題解決や暮らしの実需に応えるサービスを提供する小規模事業者による、地域内の需要喚起を目的とした取組等を行う計画に加点
赤字賃上げ加点	賃金引上げ枠に申請する事業者のうち、赤字である事業者に対して加点
経営力向上計画加点	中小企業等経営強化法に基づく「経営力向上計画」の認定を受けている事業者に対して加点
電子申請加点	補助金申請システム（名称：J グランツ）を用いて電子申請を行った事業者に対して加点
事業承継加点	代表者の年齢が満60歳以上の事業者で、かつ、後継者候補が補助事業を中心になって行う場合に加点
東日本大震災加点	福島第一原子力発電所による被害を受けた水産加工業者等に対して加点
過疎地域加点	過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法に定める過疎地域に所在し、地域経済の持続的発展につながる取り組みを行う事業者に対して、加点
事業環境変化加点	ウクライナ情勢や原油価格、LPガス価格等の高騰による影響を受けている事業者に対して加点

(参考) 小規模事業者持続化補助金

経営計画・補助事業計画作成のポイント

<経営計画>	ポイント
1. 企業概要	どのような製品やサービスを提供しているかお書きください。また、売上げが多い商品・サービス、利益を上げている商品・サービスをそれぞれ具体的にお書きください。
2. 顧客ニーズと市場の動向	お客様（消費者、取引先双方）が求めている商品・サービスがどのようなものか、また自社の提供する商品・サービスについて、競合他社の存在や対象とする顧客層の増減など売上げを左右する環境について、過去から将来の見通しを含めお書きください。
3. 自社や自社の提供する商品・サービスの強み	自社や自社の商品・サービスが他社に比べて優れていると思われる点、顧客に評価されている点をお書きください。
4. 経営方針・目標と今後のプラン	1. ～ 3. でお書きになったことを踏まえ、今後どのような経営方針や目標をお持ちか、可能な限り具体的にお書きください。また、方針・目標を達成するためにどのようなプラン（時期と具体的行動）をお持ちかお書きください。
<補助事業計画>	ポイント
1. 補助事業で行う事業名	本事業のタイトルを簡略にお書きください。
2. 販路開拓等（生産性向上の取組内容）	本事業で取組む販路開拓などの取組について、何をどのような方法で行うか、具体的にお書きください。その際、これまでの自社・他社の取組と異なる点、創意工夫した点、特徴などを具体的にお書きください。
3. 業務効率化（生産性向上）の取組内容	※任意記入
4. 補助事業の効果	本事業を行うことにより、売上げ、取引などにどのような効果があるか可能な限り具体的にお書きください。その際、事業を行うことがその効果に結びつく理由も併せてお書きください。

(参考) 持続化補助金活用事例集／お問合せ

小規模事業者持続化補助金の利用促進を目的として、東北各県商工会連合会、商工会及び商工会議所の御協力をいただき、活用事例集を作成。これから本補助金にチャレンジする事業者の方や、申請のサポートを行う商工団体の皆様に向けて情報を発信中。

URL https://www.tohoku.meti.go.jp/s_cyusyo/jizokuka.html#link02



小規模事業者持続化補助金 活用事例集

令和2年度～令和3年度実施分（令和元年度補正予算）

お問合せ

- 商工会地区の方は、お近くの商工会、もしくは事業所のある都道府県事務局（商工会連合会）へお問合せください。
https://www.shokokai.or.jp/jizokuka_r1h/
- 商工会議所地区の方は、お近くの商工会議所、もしくは商工会議所地区 補助金事務局（03-6632-1502）へお問合せください。
<https://r3.jizokukahojokin.info/>

事務局HP :



商工会地区HP

お問い合わせ先は所在地によって異なるため、上記の商工会地区HPをご参照ください。



商工会議所地区HP

03-6632-1502



**jGrants
(ID取得)**